

【様式2】平成26年度社会福祉法人指導監査の実施結果報告

(一般監査の状況)

所轄庁名	豊後大野市									
所轄法人数 A (平成26年度当初)	10法人									
指導監査実施法人数 B	8法人									
文書指摘を行った法人数 C	8法人									
公表した法人数 D	0法人									
(再掲)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10px;">公示</td> <td style="width: 10px;">-----</td> <td style="width: 10px;">0法人</td> </tr> <tr> <td>ホームページ</td> <td>-----</td> <td>0法人</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>-----</td> <td>0法人</td> </tr> </table>	公示	-----	0法人	ホームページ	-----	0法人	その他	-----	0法人
公示	-----	0法人								
ホームページ	-----	0法人								
その他	-----	0法人								

文書指摘事項	指摘法人数 E
I 組織運営	6法人
1 定款変更等の状況	2法人
(1) 定款の不備又は実態と乖離	0法人
(2) 定款変更の申請又は届出の遅延	2法人
(3) その他 ()	0法人
2 役員の構成等の状況	3法人
(1) 役員(理事・監事)構成の状況	3法人
ア 役員(理事・監事)の欠員補充の遅延	0法人
イ 役員の構成が不適切	0法人
ウ 役員の選任手続が不適切	1法人
エ 代表権を有する者の未登記又は遅延	2法人
オ 理事長の職務代理者が未指名	0法人
カ 役員報酬等の不適正な支給	0法人
キ その他 ()	0法人
(2) 評議員の構成等の状況	0法人
ア 評議員の欠員補充の遅延	0法人
イ 評議員の構成が不適切	0法人
ウ 評議員の選任手続が不適切	0法人
エ 評議員報酬等の不適正な支給	0法人
オ その他 ()	0法人
3 理事会の状況	2法人
(1) 理事会の開催要件の不備	0法人
(2) 理事会の開催が低調又は形骸化	1法人
(3) 理事会の要議決事項にかかる審議が未実施	0法人
(4) 理事会で特定の理事が欠席又は書面表決の継続	0法人
(5) 理事会の議事録の記録及び保存が不適切	1法人
(6) 日常軽易な業務の理事長専決事項の不備	0法人
(7) その他 ()	0法人
4 評議員会の状況	1法人
(1) 評議員会の未設置	0法人
(2) 評議員会の開催要件の不備	0法人
(3) 評議員会の開催が低調又は形骸化	0法人
(4) 評議員会の要議決事項にかかる審議が未実施	0法人
(5) 評議員会で特定の評議員が欠席	0法人
(6) 評議員会の議事録の記録及び保存が不適切	0法人
(7) その他(欠員補充の遅延)	1法人
5 監事監査の状況	2法人
(1) 監事監査が形式的又は遅延	1法人
(2) 監査報告書の作成及び保存が不適切	0法人
(3) その他(理事会出席状況低調)	2法人

Ⅱ 事業	0法人
1 社会福祉事業の実施状況	0法人
(1) 定款上の事業と実際に行われている事業が不一致	0法人
(2) 社会福祉事業が主たる地位を占めていない	0法人
(3) 社会福祉事業収入の運用方法が不適切	0法人
(4) その他 ()	0法人
2 公益事業の実施状況	0法人
(1) 公益事業の内容が不適切	0法人
(2) 公益事業に係る会計処理が不適切	0法人
(3) その他 ()	0法人
3 収益事業の実施状況	0法人
(1) 収益事業の内容が不適切	0法人
(2) 収益事業に係る会計処理が不適切	0法人
(3) その他 ()	0法人
Ⅲ 管理	5法人
1 人事管理の状況	0法人
(1) 施設長任免が不適切	0法人
(2) その他 ()	0法人
2 資産管理の状況	5法人
(1) 基本財産の管理が不十分	0法人
(2) 運用財産等の管理が不十分	1法人
(3) 株式等による運用財産の管理運用が不適切	0法人
(4) 借地等に係る利用権の未設定又は未登記	1法人
(5) 総資産額等が未登記又は遅延	2法人
(6) その他 (固定資産管理台帳と財産目録の不一致・減価償却耐用年数の誤り)	2法人
3 会計管理の状況	6法人
(1) 経理規程の未整備又は実態との遊離	1法人
(2) 会計責任者と出納職員未配置又は兼務	1法人
(3) 経理事務処理が不十分	4法人
(4) 資金計画、借入金の償還が不適切	0法人
(5) 決算関係書類が不適切	4法人
(6) 諸帳簿の整備が不十分	1法人
(7) 寄付金の取扱いが不適切	1法人
(8) 入所者預かり金の取扱いが不適切	0法人
(9) その他 (通帳に使用する公印の管理)	1法人
4 その他	3法人
(1) 法人の業務、財務等の情報開示が不十分	0法人
(2) 苦情解決の仕組みの未整備又は不十分	0法人
(3) 防災対策の取組みが不十分	0法人
(4) その他 (事務決裁・前回口頭指導事項の未改善)	3法人

(注1) 上記「指導監査実施法人数B」欄について

同一法人に対し、2回以上監査を行った場合についても、「1法人」とする。

(注2) 上記「指導監査実施法人数E」欄について

事項(I、II、III及び1、2、2(1)、2(2)、3…)についても記入することとし、同一法人に対し、複数の事項(I(1)(2)(3)、2(1)ア～キ)につき指摘を行った場合についても、「1法人」とする。